

## 被扶養者の認定基準を変更します

令和8年4月1日から、被扶養者認定事務取扱要領を改正しました。  
なお、主な改正内容は下記のとおりです。

### 記

- 1 毎月の給与収入等が安定しない者（日給又は時給制）について、認定基準収入額以上となった場合でも、将来1年の収入見込みが認定基準収入額未満の場合や、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく事業主の証明書により収入変動が一時的と認められる場合は、認定を継続する。

なお、認定基準収入額以上となった場合に、収入見込み又は事業主の証明により認定を継続できるのは、連続2回までとする。

#### 【改正理由】

「年収の壁・支援強化パッケージ」に係る取扱いが恒久化されたことにより、要領に記載することとしたため。

- 2 認定対象者の収入が給与収入のみの場合は、年間収入を「労働条件通知書」等の労働契約内容が確認できる書類にて次のとおり見込む。

なお、認定した翌年度以降の被扶養者資格調査においては、実際の年間収入との乖離を確認するため、実績証明書等にて年間収入を判定し、認定基準収入額以上となった場合は、認定を取り消す。

ただし、1のとおり収入変動が一時的と認められる場合は、認定を継続する。

- (1) 「労働条件通知書」等に記載された時給・労働時間・日数等を用いて年間収入を算出する。

また、「労働条件通知書」等に記載がない時間外勤務手当や、「労働条件通知書」等の内容では支給額が見込み難い賞与は、被扶養者の認定における年間収入に含まない。

なお、「労働条件通知書」等に時間外勤務手当等の記載がない場合は、扶養認定時点で時間外労働等が発生していたとしても、年間収入には含まない。

- (2) 労働契約内容が確認できる書類がない場合は、給与見込証明書等により年間収入を判定する。
- (3) 認定基準収入額未満であれば、給与見込証明書等を提出しても差し支え

ない。

(4) 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合は、従前のおり給与見込証明書等により年間収入を判定する。

(5) 被扶養者に認定後、労働契約内容に変更があり、認定基準収入額を超えることが見込まれる場合は、給与収入のみか否かに関わらず、労働契約内容の変更後の勤務開始日から被扶養者の対象としない。

**【改正理由】**

労働契約に明確な規定がある賃金等のみで年間収入を見込むことで、就業調整が行われることを防ぐ観点から、年間収入の取扱いを厚生労働省が整理したため。

3 事業収入の減少による認定日、増加による取消日について、確定申告書に記載された提出日又は e-Tax のメッセージボックスにて確認できる受信通知の受付日とする。

**【改正理由】**

確定申告書の控えの収受日付印が廃止されたため。

4 事業収入に係る必要経費について、一般収入の諸材料費を認める。（別表 2）

**【改正理由】**

事業を行うための最低限必要な経費と考えられるため。

5 認定手続きにおける共通確認書類を次のとおり変更する。（別表 3）

(1) 同居の配偶者については、扶養事実確認書を不要とする。

(2) 組合員と同居し、扶養手当が支給される 18 歳以上の子については、学生証の写し、扶養事実確認書等を不要とする。

(3) 18 歳未満、19 歳以上の区分けを、18 歳到達の年度末とする。

**【改正理由】**

(1) 配偶者の扶養手当が廃止されるため。

(2) 扶養手当の確認により、詳細な確認を省略するため。

(3) 高校生までは確認書類を不要とするため。

6 就職又は健康保険加入により配偶者の認定を取り消す際に、被扶養者の子がいる場合は、配偶者の収入確認書類を提出する。（別表 7 ※1）

## 【改正理由】

共同扶養の取扱いにより、子が年間収入の多い者の被扶養者とされているかを確認するため。

## 7 その他

- (1) 認定年月日と組合員の資格取得年月日が同日の場合において、給与実績証明書を不要とする。(別表5)
- (2) 「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を別紙3として追加する。
- (3) 被扶養者申告書の「認定」「取消」等の意思表示をチェックボックスへ変更する。
- (4) 被扶養者申告書に、「給与収入のみの申立て」欄を追加する。

※ 「労働条件通知書」等によって被扶養者の認定を行う場合は、「給与収入のみである」旨の申立てが必要です。